

臨時休業中の学校運営に関する県立学校の指針



栃木県教育委員会

令和2年5月8日

はじめに

令和2年2月に本県で初めて新型コロナウイルスの感染者が確認されてから、これまで県内55件の発生が確認されています（5月8日現在）。

この間、県立学校では、国の要請を受け、令和2年3月2日から春休みまでの期間、学校保健安全法に基づく臨時休業の措置をとりました。その後、東京都をはじめとする7都県（本県を除く）に対する緊急事態宣言（4月7日～5月6日）の発令に伴い、県立学校を始業式の翌日から4月22日まで臨時休業としました。さらに4月17日には、緊急事態宣言が全都道府県に拡大され、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく知事の要請を受け、県立学校の臨時休業を5月6日まで延長することとしました。

そして4月30日、依然として県内に感染拡大の危機感が広がっていることから、児童生徒の安全・安心に最大限配慮するため、臨時休業を5月31日まで再延長することを決め、現在に至っています。また、国では、5月4日に緊急事態宣言を5月31日まで延長することを決めました。

このように私たちは、3月から約3ヶ月にわたって、県立学校における教育活動が行われていないという未曾有の事態に直面しています。児童生徒の皆さんは、学校生活という日常から離れるとともに、外出の自粛など行動の制約が求められる中、辛い毎日を過ごされていることと思います。

学校は本来、友人らとともに学び、人とのふれあいの素晴らしさを実感して日々成長していく場所であります。残念ながら現状では、こうした学校教育を受ける機会が長期にわたって失われております。一方で、児童生徒の安全を確保し、保護者の皆様が安心して子どもたちを学校に預けられるようにすることも大切なことです。教育を受ける機会の確保と児童生徒の安全の確保という2つを、可能な限り両立させながら、学校運営の舵取りをしていくことが各学校には求められていると言えます。

そこで県教育委員会では、臨時休業中の学校運営に関する県立学校の指針を作成し、これを公表することといたしました。保護者及び県民の皆様におかれましては、何卒御理解、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

また、各県立学校では、この指針を踏まえ、校長のリーダーシップの下、臨時休業中の分散登校日の設定をはじめ、家庭学習の充実に向けた工夫、児童生徒に対する学習支援の工夫、さらには学校における感染防止対策の工夫等、万全の態勢を整えていただきますよう、お願いいたします。

令和2年5月8日

栃木県教育委員会 教育長 荒川 政利

1 基本的な考え方

令和2年5月4日に決定した国の緊急事態宣言延長を受け、県立学校の臨時休業は、5月31日までとするものの、学校再開に向けた準備期間として、児童生徒の学びの保障のための分散登校等の工夫により、段階的に学習活動を行うこととする。

文部科学省では、「新型コロナウイルス感染症対策の現状を踏まえた学校教育活動に関する提言」（令和2年5月1日 学校における新型コロナウイルス感染症の対策に関する懇談会）を引用し、「学校における感染リスクをゼロにするという前提に立つ限り、学校に子供が通うことは困難であり、このような状態が長期間続けば、子供の学びの保障や心身の健康などに関して深刻な問題が生じることとなる。」とし、「社会全体が、長期間にわたりこの新たなウイルスとともに生きていかなければならないという認識に立ち、その上で、子供の健やかな学びを保障することとの両立を図るため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ段階的に実施可能な教育活動を開始し、その評価をしながら再開に向けての取組を進めていくという考えが重要である」としている。（令和2年5月1日付け2文科初第222号「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について（通知）」）

本県としても、こうした考え方を踏まえ、これまで各県立学校において取り組んできた家庭学習課題の提示や、情報通信技術を活用した学習支援の工夫等に加え、分散登校日の設定を工夫することにより、担任による面談（教育相談や進路指導等）や課題の回収、教科等の学習指導等を段階的に取り入れ、臨時休業中の県立学校における学びの保障を実現する。

2 臨時休業中の家庭学習の充実

臨時休業が続いた場合でも、児童生徒が授業を受けられなかったことによって学習の遅れが生じないよう、地域の感染の状況や学校、児童生徒の状況等も踏まえながら、学校が電話、電子メール等の様々な手段を通じて学習の状況や成果をきめ細かく把握をしなければならない。そのため、県立学校では以下のような取組を継続していく。

（1）情報通信技術（ICT）の活用

- ① 緊急時一斉メールのアンケート機能を活用した学習・生活状況把握
- ② パスワード付き学校ホームページを活用した家庭学習課題の掲示
- ③ 電子メール（学習課題送受信メールアドレスを設定）を使った課題の受付
- ④ 動画教材（YouTube等）の作成及びパスワード設定のもとでの動画配信
- ⑤ 県域テレビ番組「とちぎの学びサポート講座 テレビスクールとちぎ」（5月2日～5月6日）を活用した家庭学習課題の提示

（2）家庭学習の学習評価への反映等

学校の指導計画等を踏まえながら、また、登校再開後の授業への円滑な接続を見据え、主たる教材である教科書を中心に適切な家庭学習を課す。その際、教科担任がその学習状況や成果を確認し、学校における学習評価に反映することができる。

また、臨時休業が長期化し、教育課程の実施に支障が生じる事態に備えるための特例的な措置として、学校が課した学習内容について、一定の要件の下で学校の再開後等に再度学校で指導しなくてもよいものとする事ができる。その場合、一定の要件とは具体的には、次のとおりである。

- ① 学校が課した家庭学習の内容が教科等の指導計画に適切に位置付くものであること
- ② 教科担任が当該家庭学習における児童生徒の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であること
- ③ 児童生徒に、十分な学習内容の定着が見られ、学校再開後に一律の授業において再度指導する必要が無いものと校長が判断したものであること

なお、一部の児童生徒の学習の定着が不十分である場合には、別途、個別に指導を行うなどの必要な措置を講じることとする。

(参考：令和2年4月10日付け2文科初第87号「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い登校できない児童生徒の学習指導について（通知）」)

3 分散登校日の設定

(1) 分散登校の考え方

分散登校とは、児童生徒を複数のグループに分けた上でそれぞれが限られた時間、日において登校する方法をいう。分散登校を行う日（分散登校日）を設けることにより、段階的に学習活動を開始し、全ての児童生徒が学校において教育を受けられるようにしていくことが重要である。

なお、分散登校日の設定に当たっては、全ての学年の学習機会に配慮しながら、最終学年の児童生徒の進路指導、進路相談等の機会を増やすよう努める。

また、特別支援学校については、児童生徒等の障害の種類や程度等を踏まえた慎重な対応が必要であるため、特別支援教育室と相談の上設定する。

(2) 分散登校日の設定に当たっての留意事項

① 登校手段

通学圏が狭く徒歩や自転車中心の市町立小・中学校に比べ、通学圏が広く電車やバス等の公共交通機関の利用が多い県立学校の通学については、生徒・保護者の抱える不安は大きいものと認識しなければならない。各県立学校においては、このことを十分に踏まえ、可能な限りの感染防止策を講じ、生徒・保護者の理解を得られるよう努める。具体的には、次の点に留意する。

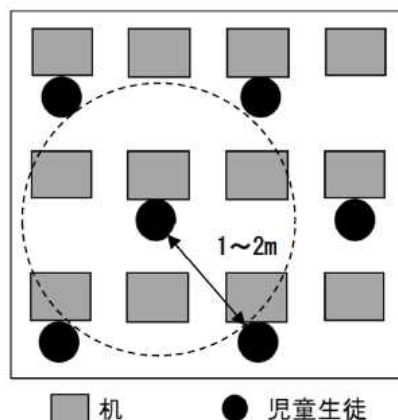
- 1) 徒歩や自転車並びに保護者送迎を原則とする。
- 2) 保護者送迎が困難で公共交通機関を利用せざるを得ない場合には、分散登校等の工夫によって、同じ時間帯（同じ列車）で一度に登校する児童生徒数を通常登校する数よりも少なくする。
- 3) 校門や昇降口付近で児童生徒が密集しないよう登下校時間に配慮する。
- 4) 特別支援学校において、保護者送迎が困難でスクールバスを運行せざるを得ない場合には、2便制にするなど、乗車率を低減させるための工夫をする。

② 身体的距離の確保

教室での指導の際には、児童生徒の席の間に可能な限り距離を確保し（おおむね1～2m）、対面とならないような形で教育活動を行う。

県立学校においては、ホームルームを少なくとも2分割して別々の教室（1教室20名程度まで）で指導することを原則とする。そのためには、分散登校により学年を分けて登校させるなどして、空き教室をつくり身体的距離を確保する必要がある。

図：身体的距離を確保した座席配置のイメージ



③ 感染の可能性が高い学習活動

次のような学習活動またはそれに準じる活動は行わないこと。

- 1) 音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動
- 2) 家庭科、技術・家庭科における調理等の実習
- 3) 体育科、保健体育科における児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動
- 4) 専門学科における実習機器等の共用を伴う実習
- 5) 現場実習など校外での活動
- 6) 児童生徒が密集して長時間活動するグループ学習
- 7) 運動会や文化祭、学習発表会、修学旅行など児童生徒が密集して長時間活動する学校行事

④ 学校図書館の活用について

臨時休業中、家庭において読書に親しむ機会を設けることは、児童生徒の知性や感性を磨く上で重要である。次の点に留意し、各学校の分散登校日において、学校図書館を開放し、本の貸出や自習または調べ学習のスペースとしての活用を可能とする。

- 1) 児童生徒どうしの対話をさせず、密集しないよう指導を徹底する。
- 2) 自習等のスペースで活用する場合、教室と同様、身体的距離（1～2m）の確保のための人数制限を徹底する。
- 3) 密閉空間にしないための30分おきの換気を徹底する。
- 4) 自習等のスペースとして長時間開放するのではなく、分散登校の待ち時間等のみの利用に限るなど、限られた時間（1時間程度）での開放とする。

(3) 学校再開に向けた段階的な学習活動の開始

今後長期間にわたり新型コロナウイルスとともに生きていかなければならないという認識が示される中、学校における感染リスクをゼロにするという前提に立つ限り、学校の再開は困難と考えざるを得ない。そこで、県立学校の臨時休業は5月31日までとするものの、今後は学校再開に向けた準備期間として、段階的に学習活動を開始する。その際、学校再開に向けた道りを次表の3段階に分けて考えることとする。

なお、分散登校日を設けたとしても、これまで通り児童生徒に対して家庭での学習を課すことによって学習の遅れが生じないようにすることには変わりはない。また、すでにYouTube等の授業動画視聴や双方向授業等、ICTを活用している学校については、児童生徒の遠隔学習の取組状況及び成果を把握するために、分散登校を補助的に活用するなどの工夫が考えられる。

| 感染状況 | 感染リスク | | |
|----------------|--|------------------------|---------------------|
| | 高 | 低 | |
| 段階 | 第1段階 (5/11～5/15) | 第2段階 (5/11～5/22) | 第3段階 (5/25～5/31) |
| 登校の目的 | 生活・学習状況の把握 (面談等) 教科等の学習指導 (家庭学習の補充) | 教科等の学習指導 (授業に向けた準備) | 教科等の学習指導 |
| 児童生徒一人当たりの登校頻度 | 週1回程度(原則半日) | 週1～2回程度 (原則半日) | 週2～3回程度 |
| 授業日の取扱い | 授業日に含めない | 授業日に含む | |

① 第1段階

家庭での生活・学習の状況を把握するため、担任や教科担任等が個別面談、少人数のグループ指導等を実施する。臨時休業が行われている4～5月は、児童生徒が学校生活や新しい学年での学習に適応するための重要な時期であることを踏まえ、この第1段階を有効に活用して、児童生徒の学校への適応を図る。

併せて、第1段階では、最終学年の児童生徒の進路相談の機会を増やすよう努める。

② 第2段階

教科担任による教科等の学習指導を行う。これまで家庭で取り組んだ学習内容の補充、つまづきやすい内容の解説、児童生徒の質問に答える機会の設定、今後の家庭学習に向けた事前の学習指導など、家庭学習の成果を評価するために必要な学習指導を適切に計画する。

③ 第3段階

通常の教育活動が再開されるまでの移行期間として、分散登校日を設定し、教科担任による教科等の学習指導を行う。これまで児童生徒に課した家庭学習と学校での授業を円滑に接続するため、各科目の年間指導計画を見直し、適切な指導と評価が実現できるよう準備する。

※なお、各段階において、やむを得ず出席できなかった児童生徒に対しては、個別に事後指導の機会を設けるなどして、学習機会の確保に努める。

4 登校に当たっての感染拡大防止に向けた取組

(1) 基本的な感染症対策について

① 児童生徒・教職員の健康観察の徹底

学校では、児童生徒や教職員が休みやすい環境作りに努めるとともに、下記により健康観察を徹底すること。

- ・学校への登校・出勤前には、毎日家庭で検温を行うとともに、風邪症状等を確認するように指導すること。児童生徒については、登校時に教職員が健康状態を確認すること。(別紙1「健康観察シート」の様式を参照)
- ・発熱や風邪症状等がある場合は、自宅で休養するように指導すること。
- ・学校への登校・出勤前に検温を忘れた者については、保健室等で検温するように指導すること。

校内で発熱や風邪症状等が確認された児童生徒は早退とします。早退するまでに迎えなどで待機が必要な場合は、本人や他の児童生徒に配慮し、空き教室等を利用することも検討すること。

なお、風邪症状等や37.5℃以上の発熱が4日間続く場合、強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合、基礎疾患があり日数に関わらず前述の症状が認められる場合は、帰国者・接触者相談センターへ相談するように指導すること。

② こまめな手洗いの徹底

学校での登校時、昼食の前後、外から教室に入る時、トイレの後といった機会でもこまめな手洗いを行うように指導すること。また、多くの児童生徒が触れる場所や共用の教材、教具、情報機器などに触れる前後でも手洗いを行うように指導すること。

③ 3密(密閉・密集・密接)を避ける工夫

換気は、気候上可能な限り常時、可能であれば2方向の窓を同時に開けて行うこと(空調利用時においても換気は必要であることに留意する)。

座席については当分の間、児童生徒の席の間に可能な限り距離を確保し(おおむね1～2メートル)、対面とならないような形とすること。

④ 児童生徒や教職員のマスク着用

学校では近距離での会話や発声等が必要な場合が多いため、マスクを着用させ、咳エチケット等を指導すること。

⑤ 学校の保健管理

学校医や学校薬剤師等と連携した学校の保健管理体制を整え、新型コロナウイルス感染症対策や学校環境衛生等の対応について確認しておくこと。

教室やトイレなどで、多くの児童生徒や教職員が手を触れる場所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)や共用の教材、教具、情報機器などは1日1回以上消毒液(消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等)を使用して消毒を行い、学校環境衛生を良好に保つこと。

(2) 新型コロナウイルスに関する正しい知識の指導

児童生徒に対して、新型コロナウイルスに関する正しい知識や感染症対策について、発達段階に応じた指導を行い、児童生徒が感染のリスクを自ら判断し、これらを守る行動をとることができるように指導すること。

また、新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されない

ものであり、発達段階に応じた指導を行うことを通じ、このような偏見や差別が生じないように指導すること。

(3) 学校給食の実施

学校給食を実施する場合は、「学校給食衛生管理基準」の遵守を徹底するとともに、下記により感染症対策に努めること。

- ・給食の配食を行う児童生徒や教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であることを毎日点検すること。適切でないと認められる場合は給食当番を変えるなどの対応をとること。
- ・会食では、飛沫を飛ばさないように机を向かい合わせにしない。また、喫食中は、机上にハンカチ等を置いて、いつでも使用できるようにするなど、咳エチケットを徹底すること。
- ・配膳の過程での感染防止のため、可能な限り品数の少ない献立で、栄養摂取ができるようにすることや可能な場合には給食調理場において弁当容器等に盛り付けて提供すること。また、それらが困難な場合に、少なくとも配膳を伴わない簡易な給食（パン、牛乳等）を提供することも考えられる。

(4) 新型コロナウイルス感染症が発生した場合などの対応

児童生徒や教職員が新型コロナウイルス感染症の感染者※₁ 又は濃厚接触者※₂ となった場合の基本的な対応については、下記のとおりとする。

※₁ 感染者：症状の有無にかかわらず、遺伝子検査（PCR検査等）の結果が陽性となったもの

※₂ 濃厚接触者：保健所の調査の結果、特定されたもの

① 発生した場合の連絡体制

児童生徒や教職員が感染者又は濃厚接触者となった場合は、学校安全課及び保健所へ連絡する。また、県対策本部（保健福祉部）から学校安全課が情報を把握した場合は、学校安全課から当該学校へ連絡する。

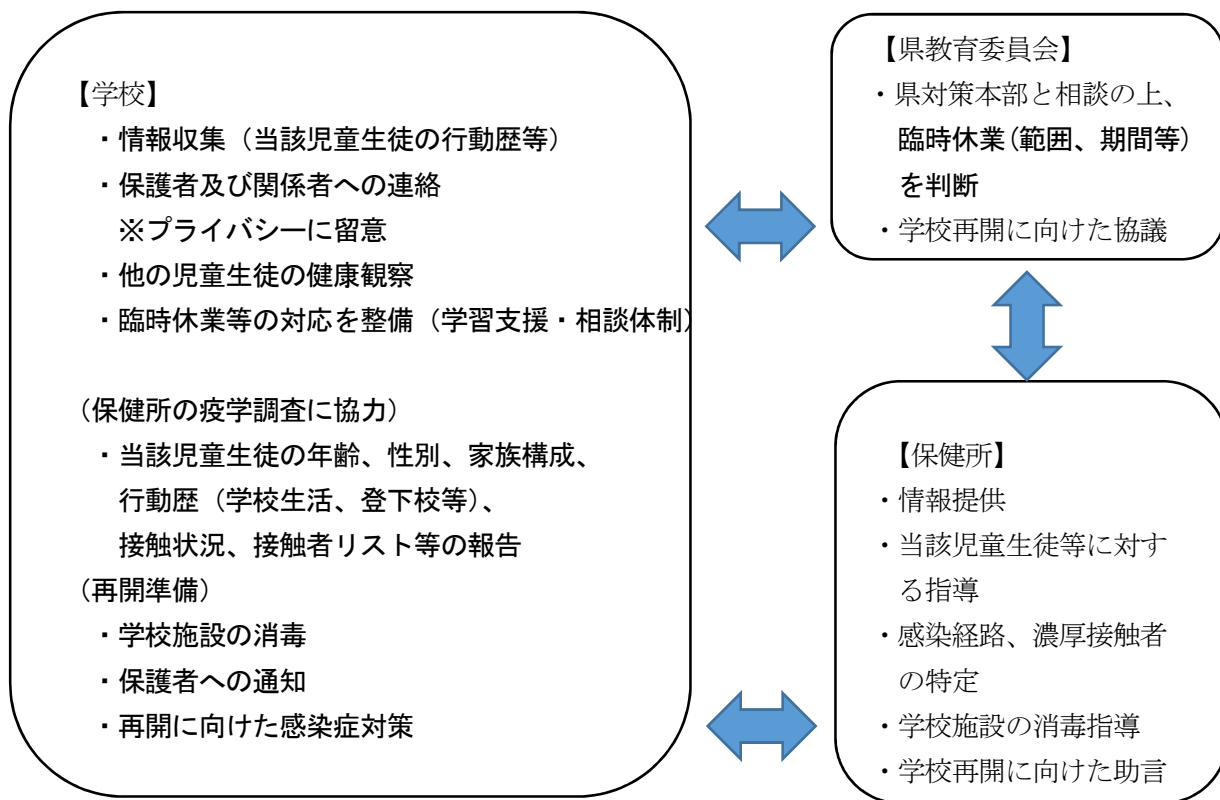
② 出席停止等の対応について

1) 児童生徒が感染者となった場合

ア 当該児童生徒は治癒するまで出席停止とする（授業日の場合）

（学校保健安全法第19条）

イ 学校の臨時休業等については、個々の事例ごとの対応が必要となることから、県対策本部（保健福祉部）と相談の上、県教育委員会が判断する。（学校保健安全法第20条）



2) 児童生徒が濃厚接触者となった場合

ア 当該児童生徒は出席停止とする（授業日の場合）。

（学校保健安全法第 19 条）

出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して 2 週間と示されています。

イ 学校では、当該児童生徒の行動歴等を把握し、接触したと思われる児童生徒の健康観察を行う。現状では、濃厚接触者ではないが、濃厚接触者と関係のあるもの（家族等に濃厚接触者（もしくはその疑い）がいるなど）についても、保護者の意向や感染が心配される合理的な理由などから判断し、出席停止等の措置をとることもできます。（学校教育法施行規則第 63 条）

3) 教職員が感染者又は濃厚接触者となった場合

1) 又は 2) と同様の対応とする。（教職員は特別休暇又は在宅勤務等）

（5）出席停止の取扱いについて（授業日の場合）

- ① 児童生徒の感染が判明した場合には、治癒するまでの間、「学校保健安全法第 19 条による出席停止」とすること。
- ② 児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して 2 週間とする。
- ③ 児童生徒に発熱等の風邪の症状がみられるときは、「出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことが出来ない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として取り扱うこと。
- ④ 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒や基礎疾患等のある児童生徒については、保護者が主治医に相談した上で登校すべきではないと判断された場合は、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として取り扱うこと。

5 教職員の感染症防止に向けた取組

学校において、教職員が感染源や感染経路とならないよう、以下の点に十分留意する。

- (1) 不要不急の外出を自粛する。特に、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出を控えるなど、節度ある行動をとる。また、県境をまたいだ人の移動はしない。
- (2) 出勤する教職員に毎朝の検温及び風邪症状等がないことを確認し、教職員の健康状態を管理し、軽度であっても不調を訴える者が出勤しないよう指導する。
- (3) 教職員が新型コロナウイルスに罹患しないよう、職場内における「3つの密（密閉空間、密集空間、密接空間）」を避けるため、定期的に換気を行うことやマスクの着用、手洗い・咳エチケットの徹底など衛生管理面において対応を図る。
- (4) 教職員の勤務について、基本的な感染症対策を徹底するとともに、体調の悪い教職員が管理職に相談しやすい風通しのよい環境づくりを行いつつ、可能な範囲内で、在宅勤務や時差出勤のほか、教職員がローテーションで出勤するなどの勤務形態の工夫を行うこと。
(別紙2「職場における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止チェックシート」を参照)

6 学校再開後の夏期休業短縮、土曜日の活用

臨時休業に伴い、児童生徒が授業を十分に受けることができなかったことによる学習の遅れが生じることがないように、登校再開後には、学校において学習内容の定着を確認し、補充のための授業や補習の実施などが必要となってくる。

その際、児童生徒の負担に配慮した上で、補充のための授業を行うために夏期休業期間等を短縮したり、土曜日に授業を行ったりすることについて、現在、県教育委員会において検討しているところである。

【所属長確認用】職場における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止チェックシート

このチェックリストは、新型コロナウイルス感染症について、職員の感染リスク低減を図るとともに、大規模な感染拡大を防ぐため、職場における対策等についてまとめたものです。所属長は、このチェックシートに基づき、対策の実施状況の確認を行い、職員への周知徹底をお願いいたします。

1 執行体制の確保等

| | | はい | いいえ |
|---|--|--------------------------|--------------------------|
| 1 | 職員が感染した場合に周りの職員が勤務できなくなる事態に備え、一定程度の職員は、出勤していない状態を確保している (交替出勤) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 2 | 出勤する職員には検温を実施させ、発熱がないことを確認した上で出勤させている | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 3 | 職員の感染リスクを下げるため、時差出勤のほか、自家用車、自転車、徒歩通勤等を積極的に促している | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 4 | 職員も含め、緊急事態措置実施区域との往来は原則中止している | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 5 | 高年齢職員、基礎疾患がある職員、免疫抑制状態にある職員、妊娠している職員の在宅勤務に配慮している ※別添 令和2年4月6日付け総務省からの通知を参照のこと | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 6 | 職員に対して十分な栄養摂取や睡眠の確保など健康管理を注意喚起するとともに、疲労の蓄積につながらないよう特定個人が長時間の時間外勤務とならないよう配慮している | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

2 職場内での感染防止行動の徹底

| | | | |
|---|--|--------------------------|--------------------------|
| 1 | 換気を徹底 (必要換気量一人当たり30m ³) している ※30分に1回以上、数分程度窓を全開 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 2 | 複数人で共用している電話・パソコン等の物品・機器について、こまめに消毒を実施している | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 3 | 洗面台、トイレ等に手洗いについて掲示するとともに、職員にせっけんによるこまめな手洗いを徹底している | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 4 | 職員の咳エチケット (咳・くしゃみをする際に、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる) を徹底している | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 5 | 職場において、人と人との間に十分な距離を保持 (1メートル以上) している | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 6 | 打合せや面談など会話や発声時には、特に間隔を空ける (2メートル以上) ようにしている | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 7 | 電話・電子メール等の活用により、人が集まる形での会議等をできる限り回避している | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 8 | 来校者対応において、相手との距離をとる (2メートル) とともに、マスクを着用させている | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |